2024年度（令和6年度）

日田市放課後児童クラブ
利用資格審査申請のしおり

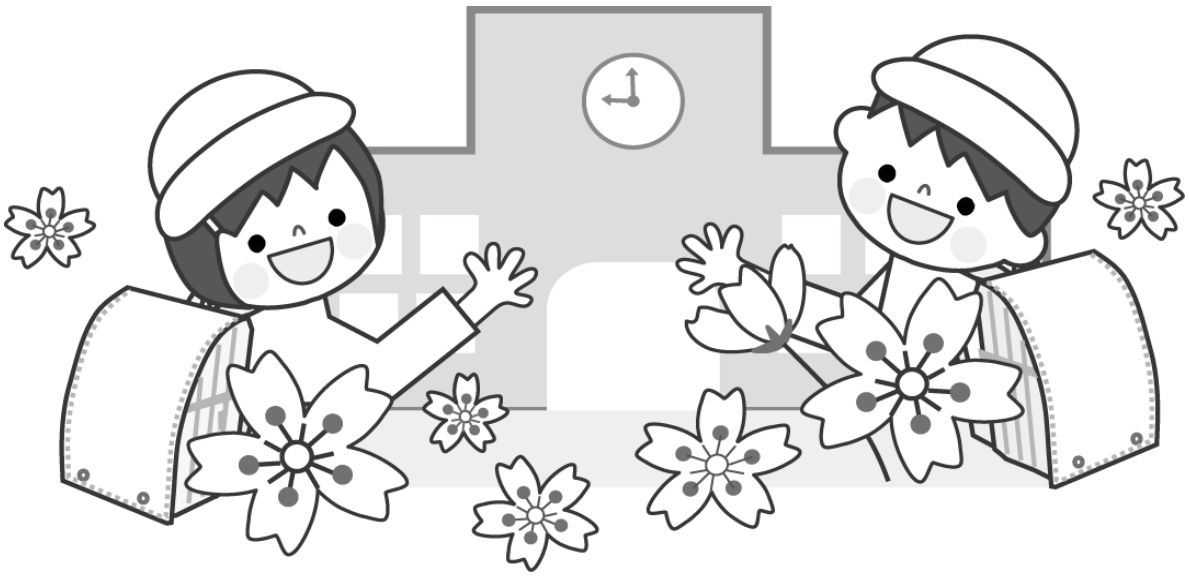

クラブを利用されるすべての方（単日利用を含む）に利用資格審査の申請が必要となります。

【2024年度(令和6年度)当初申請】

＜受付期間＞　2023年（令和5年）12月15日（金）～
2024年（令和6年）年1月15日（月）

（日・祝日・年末年始を除く）

○ 各種必要書類は、指定した封筒に入れて、受付期間内に希望するクラブへご提出ください。

○ 利用資格審査は、クラブ利用資格の適否を審査するものであり、クラブの入会を決定するものではありません。

【2024年度(令和6年度)途中申請】

○ 5月以降の年度途中の申請については、原則、利用希望月の前月の5日（5日が日・祝日の場合はその直前のクラブ開所日）までに必要書類を希望するクラブへご提出ください。

日田市 こども未来課 子育て政策係　　電話 0973-22-8317

目　　次

放課後児童クラブとは　……　1ページ

申請から入会までの流れ　……　2ページ

利用資格審査対象者　……　3ページ

利用資格審査基準　……　3ページ

利用資格審査に必要な書類　……　4ページ

利用資格審査　……　5ページ

利用資格審査結果通知書　……　5ページ

保護者負担金助成事業　……　6ページ

その他　……　6ページ

2024年度（令和6年度）日田市放課後児童クラブ一覧　……　7ページ

申請書記入例　……　8ページ

【放課後児童クラブとは】

〇目 的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室又は専用施設等を使用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。

〇運 営

遊びを主として、放課後児童の健全育成を図るための放課後児童支援員を配置するとともに、衛生、安全が確保された設備にて、適切な遊び場や生活の場を提供するため、保護者・児童委員・ボランティア等の協力を得て事業を実施します。

〇運営費用

市からの委託料と放課後児童クラブ利用料（保護者負担金）が主な運営費用となります。

〇運営委員会

放課後児童クラブは、保護者の自主的な協力により開設され、開設後は、運営委員会による運営を行っています。
この運営委員会は、保護者のほかに、校区自治会、小学校若しくは育友会の代表者、校区の民生委員・児童委員等を委員として組織します。また、運営委員会には、会長、副会長、会計、監事その他必要となる役員を置きます。
運営委員会の委員は、放課後児童クラブが行う事業内容について助言等を行うとともに、関係機関との連携を図り、放課後児童クラブに通所する児童の健全育成に積極的に協力をしていきます。

※2024年（令和6年）以降、クラブによっては運営主体が変更になる可能性があります。変更になる場合は、お知らせをします。

〇開設状況

2023年（令和5年）12月1日現在、16小学校区で17の放課後児童クラブを開設しています。

〇開所日（年間250日以上）

放課後児童クラブの開所日は、毎週月曜日から土曜日です。
※基本的に日曜日、祝日、年末年始、お盆は閉所となります。
※台風等の災害により、小学校が休校となった場合、閉所となります。

〇利用時間（平日1日3時間以上、土曜日及び長期休業1日8時間以上）

平 日	授業終了後からおおむね午後6時までです。
土曜日	おおむね午前8時から午後6時までです。
長期休業	おおむね午前8時から午後6時までです。

〇利用料（保護者負担金）

児童1人につき、おおむね月5，000円程度です。
長期休業（夏季）は、児童1人につき、おおむね15,000円程度です。

【 申請から入会までの流れ 】

利用資格審査申請書類配布

○各放課後児童クラブ又は市こども未来課で配布します。

※各放課後児童クラブの連絡先は、
P.7の『2024年度（令和6年度）日田市放課後児童クラブ一覧』をご参照ください。

⇩

申　請（クラブへ提出）

○児童クラブ利用資格審査の対象者は、日田市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までの児童となります。
※クラブの利用を希望されるすべての方に利用資格審査の申請が必要です。

⇩

申請受付期間

○受付期間は、2023年12月15日（金）から2024年1月15日（月）までです。
以降は随時受付となります。
P.4の『利用資格審査に必要な書類』を参照のうえ、利用資格審査申請書と必要書類を市が指定した封筒に入れて、希望する放課後児童クラブへご提出ください。

※きょうだい児の保育園等の申請（2号・3号認定）で各種証明書を市こども未来課に提出されている場合は、新たに提出の必要はありません。

⇩

利用資格審査（第一次審査）

○市において、P.3の『利用資格審査基準』に該当するか審査します。
審査の際に、書類の不備や状況確認のため、市こども未来課担当者から、保護者や職場等に電話確認を行う場合があります。

⇩

利用資格審査結果通知書

○2月中旬以降に、申請児童の保護者宛てに利用資格審査結果通知書を郵送でお送りします。

利用資格該当の場合　・・・希望のクラブへお申込ください。
※利用資格該当の場合でも、クラブの受入状況によっては利用できない場合があります。
利用資格非該当の場合 ・・・クラブの利用はできません。

⇩

クラブ入会申込（第二次審査）

○利用資格該当者は、希望するクラブへ入会申込をします。

※各クラブは、市から送付される利用資格該当者名簿をもとに、支援員数及びクラブ室面積等を考慮して、入会者を選考し、市との協議を経て決定します。

⇩

入会決定

○入会決定のお知らせは、各クラブより行います。（3月上旬予定）

⇩

入会説明会

○各クラブが、入会決定児童の保護者に対して説明会を開催します。
説明会の開催時期につきましては、各クラブにお問い合わせください。

⇩

利用開始

○2024年（令和6年）4月1日からの利用開始となります。

◎単日利用・長期休業中のみの利用希望者も利用資格審査が必要となります。
◎夏季休業期間のみの利用を希望される方も、今回の申請受付期間中に審査書類を提出してください。
※クラブの受入状況によっては利用できない場合があります。

【利用資格審査対象者】

日田市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までのクラブ利用を希望する児童

【利用資格審査基準】

クラブ利用を希望する児童の保護者が、下記の『利用資格審査基準』に該当する場合、利用資格該当となります。

※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。
※利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格取り消しとなります。

区分	内容	有効期間（最長）
就　労 （家庭内外労働）	児童の保護者の就労後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合。 ①就労日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合。 ②就労日数が、月12日以上ある場合。	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで。
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合。	出産予定月とその前後3ヶ月間の合計7ヶ月間。
疾病・障がい	児童の保護者が疾病、負傷、心身に障がい等がある場合。	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで。
介護・看護	児童の同居する家庭に介護や看護が必要な人がおり、保護者がその介護や看護にあたる場合。 ※介護、看護を必要とする方が、施設や病院等に入所、入院している場合、利用資格はありません。	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで。
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合。	市長が認める期間。
求職活動	既にクラブを利用している児童の保護者が、求職活動（起業準備を含む）を行う場合。 ※求職活動を理由として申込みをされた場合、利用資格はありません。	求職活動開始日（退職日）から90日を経過する日が属する月の末日まで。
就　学 （職業訓練校等）	児童の保護者の就学後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合。 ①就学日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合。 ②就学日数が、月12日以上ある場合。	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで。
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合。	市長が認める期間。
育児休業	既にクラブを利用している児童の保護者が、育児休業中に継続利用が必要な場合。 ※育児休業を理由として申し込みをされた場合、利用資格はありません。	市長が認める期間。
その他	上記以外に類する状態の場合は、こども未来課までご相談ください。	市長が認める期間。

※長期休業中のみの利用についても上記の事由を必要としますが、就労（就学）時間が1日4時間以上ある場合で、就労（就学）日数が週3日以上（日曜日を除く）ある場合または月12日以上ある場合には、利用資格該当となります。

【利用資格審査に必要な書類】

〇利用資格審査申請書のほか、保護者１名につき以下の書類が添付書類として必要になります。

〇同一世帯で2名以上の児童の申請をされる場合、添付書類は児童１名分で構いません。
　ただし、利用資格審査申請書は児童全員分必要です。

〇きょうだい児の保育園等の申請で、各種証明書を市こども未来課に提出されている場合は、保育園等の申請で確認しますので、新たに提出の必要はありません。

〇申請児童に障がいがある場合は、児童の障害者手帳等の写しをご提出ください。

〇利用資格審査申請書と必要書類は、指定した封筒に入れて、提出期限までに希望するクラブへ提出してください。

事　由	必要書類	備　　考
就　労	・就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
妊娠・出産	・証明書兼届出書 ・母子手帳の写し	母子手帳の写し（表紙の氏名と出産予定日又は出産日が記載された部分）
疾病・障がい	・証明書兼届出書 ・障害者手帳等の写し	医療機関等による証明又は障害者手帳等の写しを添付してください。
介護・看護	・証明書兼届出書	介護・看護の内容を詳しく記入してください。
災害復旧	・市こども未来課にご相談ください	
求職活動	・求職活動状況申告書兼誓約書	ハローワークカード・求人票等の求職中であることが証明できる書類を添付してください。
就　学	・証明書兼届出書 ・在学証明書等	在学証明書又は、学校長の証明をもらってください。
虐待等	・市こども未来課にご相談ください	
育児休業	・就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
その他	・市こども未来課にご相談ください	

☆必要書類は、市こども未来課又は各放課後児童クラブに置いてあります。
※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。

【 利 用 資 格 審 査 】

〇提出された書類をもとに利用資格審査基準に該当するか審査します。

〇利用資格審査において、児童や保護者の状況等について、市の保有する個人情報及びその他必要な情報を収集することがあります。

〇利用資格審査において、申請内容を再確認させていただく場合や、提出された書類の記載内容について関係者に実態調査を行う場合があります。

〇利用資格審査において、必要書類が未提出の場合や申請事項に虚偽があった場合は、利用資格非該当になる場合があります。

【 利用資格審査結果通知書 】

〇利用資格審査の結果（該当・非該当）を申請児童の保護者宛てに郵送でお送りします。

<利用資格該当の場合>

『利用資格審査結果通知書』が届き次第、希望するクラブへ入会申込みをしてください。

※利用資格該当者でも、クラブの受入状況によっては入会できない場合があります。

※利用資格該当の有効期間は、2024年度末（令和7年3月31日）までとなります。
次年度も利用希望する場合は、更新が必要となります。

◎利用資格該当を受けた児童の利用資格審査後の申込手続きは、下記のとおりとなります。

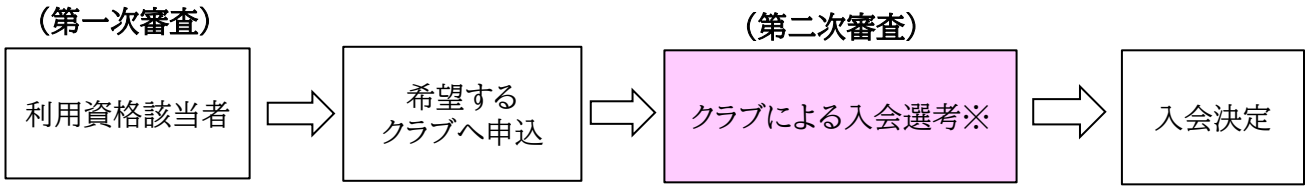

**※クラブによる選考は、放課後児童支援員の数及び
クラブ室の面積等を考慮して、市との協議を経て決定されます。**

<利用資格非該当の場合>

利用資格審査の結果、利用資格審査基準に該当しておりませんので、クラブの利用はできません。
ただし、世帯状況の変更等で、利用資格審査基準を満たすようになった場合は、再度申請をしてください。

【保護者負担金助成事業】

○放課後児童クラブを利用する家庭の経済的支援を目的に、低所得世帯の保護者負担金の助成を行います。

○助成対象者

① 生活保護を受給している世帯	② 児童扶養手当を受給している世帯
③ 就学援助を受給している世帯	④ 市町村民税が非課税の世帯

○助成金基準

児童の属する世帯の階層区分	保護者負担月額 4,000円以上のクラブ	保護者負担金月額 4,000円未満のクラブ
①に該当する世帯	4,000円	保護者負担月額
②③④に該当する世帯	2,000円	保護者負担月額の2分の1

○手続き

1.申請

助成金の支給を受けるには、申請書の提出が必要です。

・ 提出書類：日田市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請書
・ 申請に必要なもの：振込先を確認できる通帳等の写し
・ 受付窓口：市こども未来課又は振興局（**利用資格審査申請書と一緒に提出することも可能です。**）
・ 助成対象期間：申請日の属する月以降の保護者負担金が助成の対象となります。

※ 助成の要件①～③の手続きや申請時期の都合上、要件の該当が確定していない段階でも手続きをする予定であれば、申請することができます。
ただし、保護者負担金を滞納している場合、助成を受けることができません。

2.助成方法

・ 保護者負担金を一旦クラブへ納入していただいた後に、償還払いの方法によって、助成金を指定の口座へ振り込みます。
・ 口座への振込みは、10月（上半期）と4月（下半期）の2回を予定しています。

3.助成金額等のお知らせ

・ 助成対象となる保護者には、助成金を振り込む月に、交付決定通知を送付し、助成金額と振込み予定日をお知らせします。

【その他】

○ 放課後児童クラブの利用は原則、校区内での利用に限られますが、長期休業期間においては校区外での利用も可能となります。

※校区外での利用の場合も利用資格審査が必要となりますので P.4の『利用資格審査に必要な書類』をご参照のうえ、利用資格審査申請書と必要書類を市が指定した封筒に入れて、希望する放課後児童クラブへご提出ください。

○放課後児童クラブの利用は、保護者の送迎が原則です。申請書に記入された「送迎者」以外の方による送迎はできません。
また、スクールバスやタクシー等を利用しての児童だけでの来所・帰宅も、原則できません。
スポーツクラブ等への引き渡しは、事前の申し出により可能です。

○塾・習い事等で一度クラブを降室した場合は、同日中にクラブに再登室できませんのでご注意ください。

2024年度（令和6年度） 日田市放課後児童クラブ一覧

No.	名　称	所　在　地		連 絡 先
1	咸宜放課後児童クラブ	淡窓1丁目5-13	咸宜小学校屋内運動場専用施設	080-3225-9325
2	けいりん放課後児童クラブ	上城内町2-35	桂林小学校内専用施設	0973-24-0143
3	三和放課後児童クラブ	清水町1187	三和小学校内専用施設	0973-23-6866
4	高瀬放課後児童クラブ	誠和町781-2	高瀬小学校屋内運動場専用施設	080-6458-8574
5	光岡放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2	光岡小学校内専用施設 光岡小学校内余裕教室	0973-23-0820 090-4586-2218
6	ひのくま放課後児童クラブ	日ノ隈町578-1	日隈小学校内余裕教室	080-5250-5781
7	わかみや放課後児童クラブ	若宮町2-15	若宮小学校内余裕教室	090-5387-5170
8	みよし放課後児童クラブ	下井手町940	三芳小学校屋内運動場専用施設	0973-23-1548
9	大明放課後児童クラブ	大肥本町1701	大明小中学校内専用施設	0973-28-2022
10	あさひ放課後児童クラブ	朝日町936-1	朝日小学校内余裕教室	080-1795-5203
11	石井放課後児童クラブ	石井町二丁目478	石井小学校内余裕教室	090-3732-0141
12	有田っ子クラブ	諸留町2687-1	有田小学校内屋内運動場専用施設	080-9062-9677
13	ひたっ子放課後児童クラブ	三本松2丁目3-1	(公財)日田玖珠地域産業振興センター3階	090-9724-8109
14	まえつえ放課後児童クラブ	前津江町大野2179-3	前津江柔剣道場	090-5472-3059
15	つえ放課後児童クラブ	中津江村栃野4341	津江小中学校内専用施設	080-5609-4074
16	とうけい児童クラブ	天瀬町馬原4011-1	東渓小学校屋内運動場ミーティングルーム	080-2740-8995
17	いつま放課後児童クラブ	天瀬町五馬市2040	いつま小学校内専用施設	080-8556-6905
(仮)	KT放課後児童クラブ	三本松1丁目8-46	寿通り商店街振興組合 KTセンター2階	
計	17クラブ			

＊2023年12月1日現在、児童クラブ未設置校は、小野小学校及び大山小学校です。

＊原則として、放課後児童クラブの利用は校区内での利用に限られます。

＊「13 ひたっ子放課後児童クラブ」においては、咸宜小学校及び光岡小学校の児童を受け入れていますが、ご希望に添えない場合があります。

＊（仮）のクラブについては、咸宜小学校の児童の受け入れを前提に令和6年4月からの設置を予定しています。

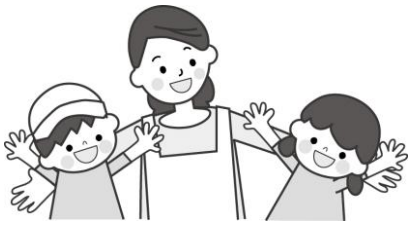

【 利用資格審査申請書 記入例 】

様式第1号（第3条関係）

2024年度（令和6年度）放課後児童クラブ利用資格審査申請書

日田市長　様

※市記入欄	受付印	申請月	月
		児童クラブ	
		審査結果	該当・非該当

※利用資格審査は、クラブ利用資格の適否を審査するものであり、クラブの入会を決定するものではありません。
※利用資格審査に必要な書類に不備がある場合は、利用資格非該当になる場合があります。

※ 太枠の中だけご記入ください。

◎記入方法は、「放課後児童クラブ利用資格審査申請のしおり」をご覧ください。

【申請日】 令和 5 年 12 月 15 日

【申請児童】

（※1）年齢・学年は2024年（令和6年）4月1日現在

ふりがな 氏名	生年月日	年齢（※1）	学年（※1）
ひた たろう 日田 太郎	平成 29 年 4 月 5 日	6 歳	1 年生

住所	〒 877 － 8601 日田市 田島2丁目6－1 アパート名等		
小学校名	淡窓 小学校	希望児童クラブ名	たんそう放課後児童 クラブ
利用希望期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日		
利用希望形態（○をする）	ア. 1年間を通しての利用希望	イ. 長期休業期間中のみ利用希望	
上記でアと答えた場合のみ	ア. 週3日以上利用（常時）	イ. 週2日以内利用（単日）	
長期休業期間（○をする）	春休み ・ 夏休み ・ 冬休み		
きょうだい児の児童クラブの申請	有 ・ 無		

【申請保護者】

ふりがな 氏名	住所（申請児童と異なる場合のみ）	電話	
ひた あゆお 日田 鮎男	〒 － 日田市	父 携帯	090 - 9999 - 9999
		母 携帯	080 -8888 - 8888

【送迎者】 放課後児童クラブは保護者の送迎が原則です。【送迎者】に記入されていない方が送迎する場合は事前にクラブへ連絡が必要です。

ふりがな 氏名	児童との続柄	児童との同居等	住所（申請児童と別居の場合のみ）	電話
ひた あゆお 日田 鮎男	父	同居 ／ 別居		090 - 9999 - 9999
ひた あやめ 日田 あやめ	母	同居 ／ 別居		080 - 8888 - 8888
ひた げたお 日田 下駄男	祖父	同居 ／ 別居		090 - 7777 - 7777
かげつ なしこ 花月 梨子	祖母	同居 ／ 別居	日田市○○町1-1	090 - 6666 - 6666

1

裏面もご記入ください →

【世帯の状況】 申請児童と同一世帯の方を記入してください（申請児童本人は除く）。

(※2)下記の番号を記入

児童との続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢（※1）	勤務先・学校名 就労時間	就労日数 休業日（○をする） 通勤時間（片道）	申請理由（※2）
父	ひた あゆお 日田 鮎男	S60 年 5 月 10 日	38 歳	日田工業 電話: ○○-△□△□ 8 : 30 ～ 17 : 00	5 日/週 土・日・祝日・（ ） 15 分	①
母	ひた あやめ 日田 あやめ	S63 年 6 月15 日	35 歳	日田病院 電話: ○○-△□△□ 9 : 00 ～ 17 : 30	5 日/週 土・日・祝日・（ 不定期 ） 10 分	①
妹	ひた はなこ 日田 花子	R1 年 7 月 20 日	4 歳	日田保育園 電話: : ～ :	日/週 土・日・祝日・（ ） 分	
祖父	ひた げたお 日田 下駄男	S34 年 8 月 25 日	64 歳	日田工場 電話: ○○-△□△□ 8 : 00 ～ 16 : 30	4 日/週 土・日・祝日・（ ） 5 分	①
祖母	ひた すきみ 日田 水郷美	S36 年 9 月 30 日	62 歳	日田縫製 電話: ○○-△□△□ 9 : 30 ～ 16 : 00	4 日/週 土・日・祝日・（ ） 10 分	①

申請理由（※2）	①就 労　②妊娠・出産（ 年 月 日 出産・出産予定）　③疾病・障がい ④介護・看護【 の介護・看護の為】　⑤災害復旧　⑥求職活動 ⑦就学　⑧虐待等　⑨育児休業　⑩その他「 」

【申請児童の状況】

健康状況		1.健康　2.疾病（ ）　3.その他（ ）
アレルギー情報		1. あり （「あり」の場合、下記に詳細を記入）　2. なし □ 食物 （ , , , , ） □ 薬 （ , , , , ） □ その他 （ , , , , ）
障害の有無		1. あり　2. なし
	障害がある場合	●障がい名（ 自閉症スペクトラム ）※手帳のコピーを添付してください 身障手帳（ 種 級） 療育手帳（A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ） 特別児童扶養手当の受給 ※必要に応じて特別児童扶養手当証書のコピーを求めることがあります 1. あり　2. なし ●通所サービスの利用 ※必要に応じて通所受給者証のコピーを求めることがあります 1. あり（場所: 曜日: 時間: ）　2. なし
特別支援学級の利用		1. 入級・通級していない　2. 入級している　3. 通級している　4. 予定している（ 入級 ・ 通級 ）
塾・習い事等		1. あり （内容: 曜日: 時間: 場所: ）　2. なし
きょうだい児の保育園等の申請（2号・3号認定）		1. あり　きょうだい児名（ 日田花子 ） 施 設 名 （ 日田保育園 ）　2. なし ※きょうだい児の保育園等の申請で各種証明書（就労証明書等）を市こども未来課に提出されている場合はそちらで確認させていただきますので、提出の必要はありません。

【その他】　放課後児童クラブ利用において、気になる点、心配な点や特別に必要な配慮がありましたらご記入ください。

【確認事項】　全ての事項をお読みになり、確認欄（□）にチェック（✔）の上、署名をお願いします。

		確認欄
1	放課後児童クラブの利用資格審査において、「児童や保護者の状況等について、市が保有する個人情報及びその他必要な情報を収集すること」、「提出された書類の記載内容について、市が関係者に実態調査を行うこと」、「きょうだい児の保育園等の申請で提出された各種証明書等について、市が使用すること」また、「放課後児童クラブ利用資格審査申請書の写しを希望先の放課後児童クラブ運営委員会に渡すこと」に同意します。	☑
2	年度途中で該当する「利用資格審査基準」が変更となった場合は、速やかに市こども未来課に届け出ます。	☑
3	利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格取り消しとなることに同意します。	☑
4	その他、「日田市放課後児童クラブ利用資格審査申請のしおり」の内容を遵守します。	☑

上記のことを確認し、了承しました。

保護者氏名　日田　鮎男

※「利用資格審査基準」は裏面を参照

【写真の掲載について】

日頃のお子様たちの様子をお伝えするため、市のホームページ等に写真を掲載する場合があります。写真の掲載にあたり以下のいずれかにチェック（✔）をお願いします。

写真の掲載に　☑ 同意します　　□ 同意しません

【日田市使用欄】

年　月　日	特　記　事　項

3